平成２３年（フ）第２３１号
静岡県湖西市白須賀4041番地の１
破産者　根岸　仁一
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
静岡県浜松市中区西伊場町26番５号、前住所静岡県浜松市中区西伊場町28番23号　アイセイハイツⅡ―205号
破産者　平野　正利
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
静岡県浜松市中区鴨江２丁目６番９号
破産者　加藤　成二
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４０２号
静岡県浜松市中区鴨江２丁目６番９号
破産者　加藤　暎子
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
静岡県浜松市東区上西町1189番地の２、前住所静岡県浜松市中区幸１丁目１番１―301号　アーバンシティ浜松幸
破産者　小野　善久
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
愛知県蒲郡市三谷町須田39番地１　藤田アパート、従前の住所愛知県蒲郡市神明町５番９号　小林ハイツ２Ｆ西
破産者　小久保とも子
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３４号
兵庫県多可郡多可町八千代区仕出原277番地
破産者　笹倉　憲一
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第６０号
兵庫県加西市田原町1447番地
破産者　新田貞夫こと　朱　　貞夫
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第９５号
愛媛県松山市住吉２丁目１番５号
破産者　寺尾　義典
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９６号
愛媛県松山市森松町930番地５　ヨコハタ壱番館302号
破産者　上杉　清春
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３３号
愛媛県東温市則之内甲1095番地５
破産者　相原　巨典
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２４号
長野県佐久市下小田切337番地５、住民票上の住所長野県佐久市下小田切337番地１
破産者　富田　みち
１　決定年月日　平成23年11月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２２号
滋賀県長浜市富田町950番地
破産者　山田　秀雄
１　決定年月日　平成23年11月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
鹿児島県鹿児島市真砂本町20番11号　グリーンハイツ302号
破産者　穂積英一郎
１　決定年月日　平成23年11月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７５０号
茨城県常陸大宮市南町284番地の１
破産者　住谷　　修
１　決定年月日　平成23年11月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６６０号
静岡市葵区新通１丁目１番12号、前住所静岡市葵区若松町40番地の１
破産者　影山　眞弘
１　決定年月日　平成23年11月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６１号
静岡市葵区新通１丁目１番12号、前住所静岡市葵区若松町40番地の１
破産者　影山　文子
１　決定年月日　平成23年11月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３８号
静岡県伊東市宇佐美1658番地の９
破産者　川口　　明
１　決定年月日　平成23年11月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係